

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【事業年度】 第128期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 箱 守 一 昭

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555-3111（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営本部長 阪 口 光 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階

【電話番号】 (03) 5204-3070

【事務連絡者氏名】 常務執行役員東京支店長 川 井 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社中山製鋼所 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月28日に提出いたしました第128期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書について、金融商品取引法第24条第6項および企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている書類のうち、定款の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

添付書類 「定款」 第15条
変更履歴

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

[第15条]

(訂正前)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

(訂正後)

(株主総会資料の電子提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

[変更履歴]

(訂正前)

令和 4年 6月28日 (会社法の一部を改正する法律の施行(2022年9月1日)に伴う変更、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため)

(訂正後)

令和 4年 6月28日 (会社法の一部を改正する法律の施行(2022年9月1日)に伴う変更、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため)

(監査等委員会設置会社移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する条文の新設ならびに監査役および監査役会に関する条文の削除等の所要の変更)

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の員数変更)

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 箱 守 一 昭

【最高財務責任者の役職氏名】 一

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社中山製鋼所 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア
5階)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長箱守一昭は、当社の第128期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。